

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 博朋会(以下「法人」という。) 給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度(以下「特定加算制度」という。)に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金(以下「特定加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める特定加算制度の対象職種職員に対し、特定加算金を支給する。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込額の範囲内において、法人(または理事長)が定める額とする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、賞与・賃金の改善にあたる昇給分や月毎または期末の手当等により支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、原則、当施設に勤務10年以上の介護福祉士とする。

(その他)

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付 則 この規程は令和元年10月1日から施行する。

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

◎加算の取得状況： 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

○資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

○労働環境・処遇の改善

- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

○その他

- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上